# 健全化判断比率及び資金不足比率の概要

## 1 健全化判断比率

#### (1) 実質赤字比率

普通会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどの程度になるかを示します。

実質赤字比率 = 普通会計の実質赤字額 標準財政規模

普通会計 : 諫早市の場合「一般会計」と「墓園事業特別会計」

#### (2) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどの程度になるかを示します。

連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額 標準財政規模

#### (3) 実質公債費比率 (3か年平均)

一部事務組合などへの負担金を含む普通会計の実質的な借入金の返済額が、標準的な収入に対してどの程度になるかを示します。

(地方債の元利償還金充当一般財源 + 準元利償還金) - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

実質公債費比率 = -

標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

## (4) 将来負担比率

土地開発公社に係るものも含む普通会計が将来負担すべき実質的な負債の残高が、標準的な収入に対してどの程度になるかを示します。

将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率 =

標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

## (5) 早期健全化基準・財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが、早期健全化基準以上になったときには財政健全化計画を、財政再生基準 以上になったときには財政再生計画を定め、財政の健全化に向けて計画的に取り組まなければなりません。 計画の策定は平成20年度の決算から適用されます。

## 2 資金不足比率

#### (1) 資金不足比率

各公営企業の資金不足額が、事業規模(料金収入)に対してどの程度になるかを示します。

資金不足比率 = <u>資金不足額</u> 事業規模

# (2) 経営健全化基準

資金不足比率が経営健全化基準以上になったときには経営健全化計画を定め、経営の健全化に向けて 計画的に取り組まなければなりません。

計画の策定は平成20年度の決算から適用されます。